

北海道における自立活動教諭の実践による専門性の確立

—理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の資格をもつ自立活動教諭のアンケート調査から—

○古川章子

(北海道大学大学院教育学院 教育心理学講座・北海道手稲養護学校)

今野邦彦

(藤女子大学)

KEY WORDS: 自立活動教諭、内部の専門家、専門性の確立

(目的)

北海道教育委員会は、平成9年度、自立活動(肢体不自由教育)教諭の普通免許状をもつ理学療法士(以下、PT)・作業療法士(以下、OT)の一般選考採用枠を設け、平成19年度には、自立活動(肢体不自由教育)教諭普通免許状を有しない者で、PTまたはOTの資格を所有し、かつ、実務経験が5年以上の者を採用する社会人特別選考枠を設けた。平成28年度より、実務経験を3年以上とし、言語聴覚士(以下、ST)の資格も加わっている。平成14年からは北海道自立活動教諭研究協議会が設立されている。今野(2010, 2012)は、全国的には「外部の専門家の活用」が謳われる中、北海道の自立活動教諭は教員定数に含まれる「内部専門家」であるとし、その意義についての検討の必要性を述べ、自立活動教諭の在籍する北海道立の特別支援学校9校への調査の結果では、自立活動教諭の導入の最大の成果は「担任教師への指導助言機能」であり、「校内でのコーディネーター機能」がこれに次いでいた。課題として、「自立活動教諭の絶対数の不足」、「校内での役割の明確化」が挙げられた。

筆者(2016a, b)は、北海道の自立活動教諭の役割と業務内容について7項目を、内部の専門家の利点として10項目を挙げた。また、自立活動教諭の省察として、「自立活動の指導は、毎日の積み重ねが大切であり、学校で教師とだから頑張れる教育活動である」「自立活動教諭は、その役割を認識し専門性を高めていくことが重要である」「教師間との同僚性・協働性を意識し、相互作用しながら関連していくことが必要である」とまとめている。本稿では、北海道のPT・OT・STの資格をもつ自立活動教諭のアンケート調査から、自立活動教諭の教育実践や課題、省察について、自立活動教諭の実践知による専門性の確立について検討する。

(方法)

北海道自立活動教諭研究協議会会員の自立活動教諭にアンケートを依頼した。アンケート内容は、北海道の特別支援学校(以下、学校)に勤務する以前の医療・療育機関の経験年数及び、自立活動教諭の経験年数、初任の勤務校に初めての自立活動教諭配置であったか否か、前述の筆者(2016a, b)の北海道の自立活動教諭の業務内容7項目、内部の専門家の利点10項目、自立活動教諭の省察を踏まえて、1.勤務校での役割と業務内容、2.内部専門家の利点、3.自立活動教諭の省察について、自身の考えや意見、感想について自由記述にての質問紙調査とした。調査の趣旨・倫理的配慮等の説明を文章で行い、回答をもって同意を得たPT・OT・STの資格をもつ11人の自立活動教諭のアンケートの質問紙1～3の自由記述の内容を分析した。

(結果)

自由記述の、1.勤務校での役割と業務内容では、筆者(2016a, b)の北海道の自立活動教諭の業務内容に加え、「寄宿舎とのかわり」「卒業後のセルフケア」「医療的ケアに関する業務」「自立活動の時間以外の授業時間のかかわりの重要性」「普段の授業での自立活動を意識した取り組みについての担任との連携」についても挙げられていた。「自立活動教諭の担任への自立活動の指導の助言がどれほど個別の指導計画に生かされているか」「自立活動教諭の役割が不透

明」「評価の際に自立活動教諭が介入するシステムが整っていない」等の課題も挙げられていた。2.内部専門家の利点では、「子どもの「生活」を見ることが出来る」「優先すべき課題に子どもや教員と一緒に取り組めることができる」等11項目の具体的な利点が挙げられ、「利点を生かしていくためには、自立活動教諭が学校の実態に合ったやり方を考えることが必要」「担任と協調して一緒に考え指導をしていくことが難しい」等の課題も挙げられていた。3.自立活動教諭の省察では、18項目の内容があり内10項目は、自立活動教諭としての知識や経験、専門性についての記述で、「『リハビリ』との違いはなんであろうか」という問いもあった。「一人では解決できることが少ない職種である」「よき理解者である仲間や管理職の理解が必要である」など協働性・同僚性についての記述は8項目あり、「信頼される存在として機能しているか」「自立活動教諭の立ち位置として、どう介入していくべきか」「上から言われていると感じがするのではないか」という記述もあった。

(考察)

今野(2014, 2016)は、自立活動教諭は、児童生徒・教職員と密接な関係を構築した上で指導を行うことができるとし、児童生徒の生活をサポートするという視点から外部の専門家とは違った形の自立活動指導者が望まれていると述べている。また、北海道の肢体不自由特別支援学校における実際の自立活動教諭の指導場面の調査による自立活動教諭の特性についての検証から、「自立活動教諭の実践は、自立活動という教育的営みを基盤として発想された専門性と考えることができる」とし、自立活動教諭による指導実践、身体へのアプローチ、児童生徒・保護者・教員などのかかわりには、従来の教員による指導で行われてきたこと、あるいは外部の医療機関や専門家による治療とは異なる意味が認められたと考察している。今回のアンケート内容の分析から、自立活動教諭の日々の実践の経験が、自立活動教諭それぞれの専門性の確立に繋がっている内容であったことに加え、日々の実践の悩みも明らかとなった。

(文献)

- 今野邦彦(2010):肢体不自由教育における自立活動の専門性(2)ー北海道における自立活動教諭による指導一,日本特殊教育学会第48回大会発表論文集,465.
- 今野邦彦(2012):北海道の肢体不自由教育における自立活動教諭導入の成果と課題に関する調査研究,北海道リハビリテーション学会誌,37,43-47.
- 今野邦彦(2014):肢体不自由教育における自立活動指導者の専門性の変遷,北海道大学大学院教育学研究院紀要,120,159-177.
- 今野邦彦(2016):自立活動教諭の専門性と身体性,藤女子大学QOL研究所紀要,11,1,57-69.
- 古川章子(2016a):特別支援学校 自立活動教諭の立場から,理学療法学,43,3,55.
- 古川章子(2016b):北海道の特別支援学校における自立活動教諭の役割,第62回全国肢体不自由教育研究協議会京都大会ポスター抄録集,29.

(FURUKAWA Akiko, KONNO Kunihiro)